

ぎふ信長まつり実行委員会露店等の営業に関する規程

平成 23 年 9 月 1 日

最終改正 平成 24 年 7 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、ぎふ信長まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）の趣旨に従い、暴力団を利することを防止し、露店及びフリーマーケット（以下「露店等」という。）の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持とぎふ信長まつりの健全な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込み及び承諾)

第 2 条 露店等を出店しようとする者（以下「申込者」という。）は、実行委員会の指定する日までに次に掲げる書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 露店等出店申込書（様式第 1 号）
- (2) 表明・確約に関する同意書（様式第 2 号）
- (3) 運転免許証等写真が掲載された本人確認書類。ただし、写真が掲載された本人確認書類がない場合は、本人確認書類及び本人の顔写真

2 実行委員会は、申込者から提出された前項各号に規定する書類の内容を審査し、適当と認める場合は、出店を承諾し、出店承諾証（様式第 3 号）を申込者に交付するものとする。

(出店の拒否)

第 3 条 実行委員会は、申込者及び使用人（以下「申込者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、露店等の出店を許可しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (4) その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用している個人又は法人等
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して金品を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (6) その理由を問わず、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(関係機関への意見聴取)

第 4 条 実行委員会は、申込者等が前条各号に掲げる者に該当するか否かについて、関係機関に意見を聴くことができる。

(出店許可証の掲示)

第 5 条 露店等の出店許可を受けた者は、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からわかりやすい場所に掲示し、又は備え付けて営業を行わなければならない。

(出店許可の取消し)

第6条 実行委員会は、第2条第2項の規定により出店を許可した露店等について、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 申込者等が、第3条各号の規定に該当すると判明した場合
- (2) 出店許可を受けた者が、虚偽の申請により出店許可を受けたことが判明した場合
- (3) 出店許可を受けた者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 出店中に、粗暴、卑猥な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合
- (5) 半裸体、入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装又は態度をとった場合
- (6) 実行委員会等催事関係者の指示に従わない場合

(露店等の使用人の届出)

第7条 出店許可を受けた者が、やむを得ず事前に申請した者以外の者を使用人として雇用するときは、当該使用人の住所、氏名、生年月日等を実行委員会に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月11日から施行する。